

令和4年執行参議院比例代表選出議員選挙

参議院名簿登載者のしおり

中央選挙管理会

はじめに

この「参議院名簿登載者のしおり」は、参議院比例代表選出議員選挙において名簿登載者の方がどのような届出を行うのか、選挙に関する物資及び証明書等をどのように受け取るのか、受け取った物資をどのように使用すればよいのか、などについて説明したものです。なお、平成30年の公職選挙法の改正により導入された優先的に当選人となるべき候補者(特定枠名簿登載者)は、名簿登載者個人としての選挙運動を行うことができません。

参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出は、名簿届出政党等が行うこととなっています。

このしおりは、各種届出等の際に必要な手続きの参考になりますので、届出及び事前審査の際にはご持参ください。

また、立候補届出の会場等において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行っていますので、政党その他の政治団体の方におかれても、マスクの着用などご自身の感染防止対策をした上で、必要最小限の人数で立候補届出等にお越しくください。

このしおりに関するお問い合わせは、総務省自治行政局選挙部管理課(電話03-5253-5573)にお寄せください。

目 次

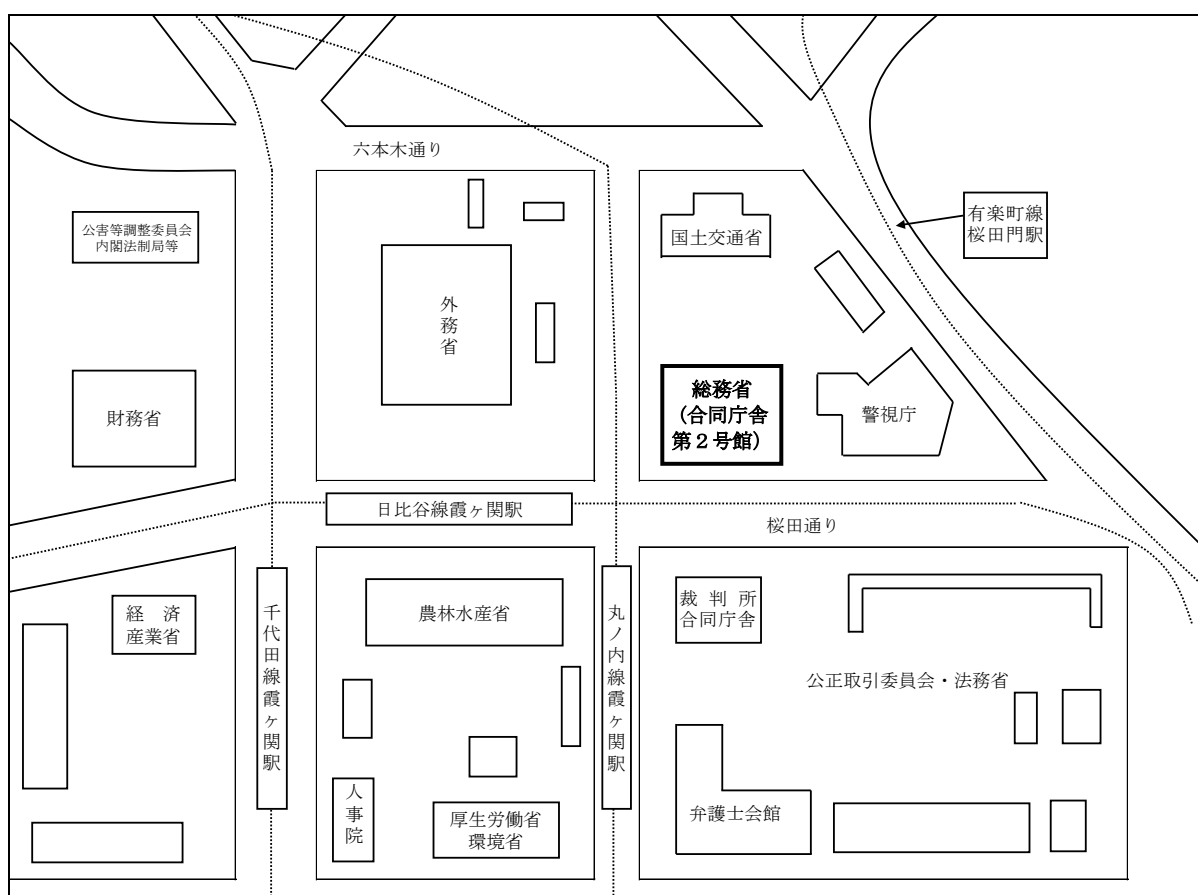
- 第一 受付会場等について
 - 第二 名簿登載者個人の手続き等の流れ
 - 第三 事前審査について
 - 第四 公営物資及び証明書類の交付手続き及び使用方法等
 - 第五 選挙公営関係の手続きについて
 - 第六 選挙運動に関する届出等について
-
- 別紙1 名簿登載者に交付する公営物資・証明書類一覧表
 - 別紙2 道府県選挙管理委員会の所在地の郵便物配達を
受け持つ郵便局

第一 受付会場等について

参議院比例代表選出議員の選挙における名簿の届出や物資の交付などの諸手続は、全て下記の場所で行います。

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

総務省（中央合同庁舎第2号館）講堂及び物資交付・各種届出会場（地下2階）

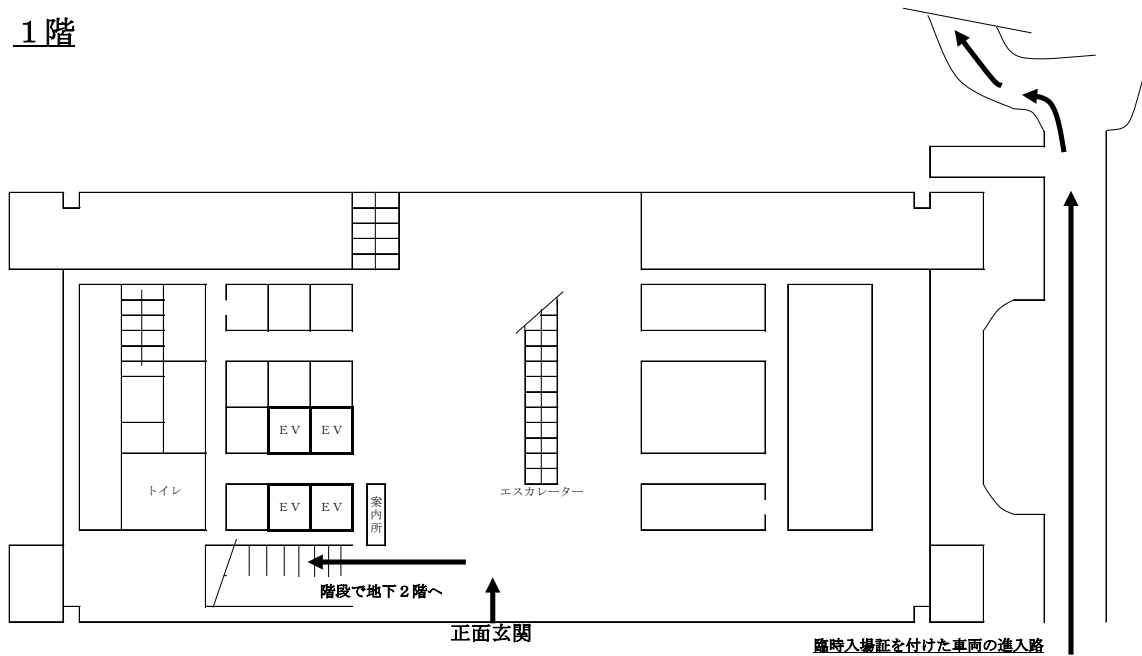


ポイント

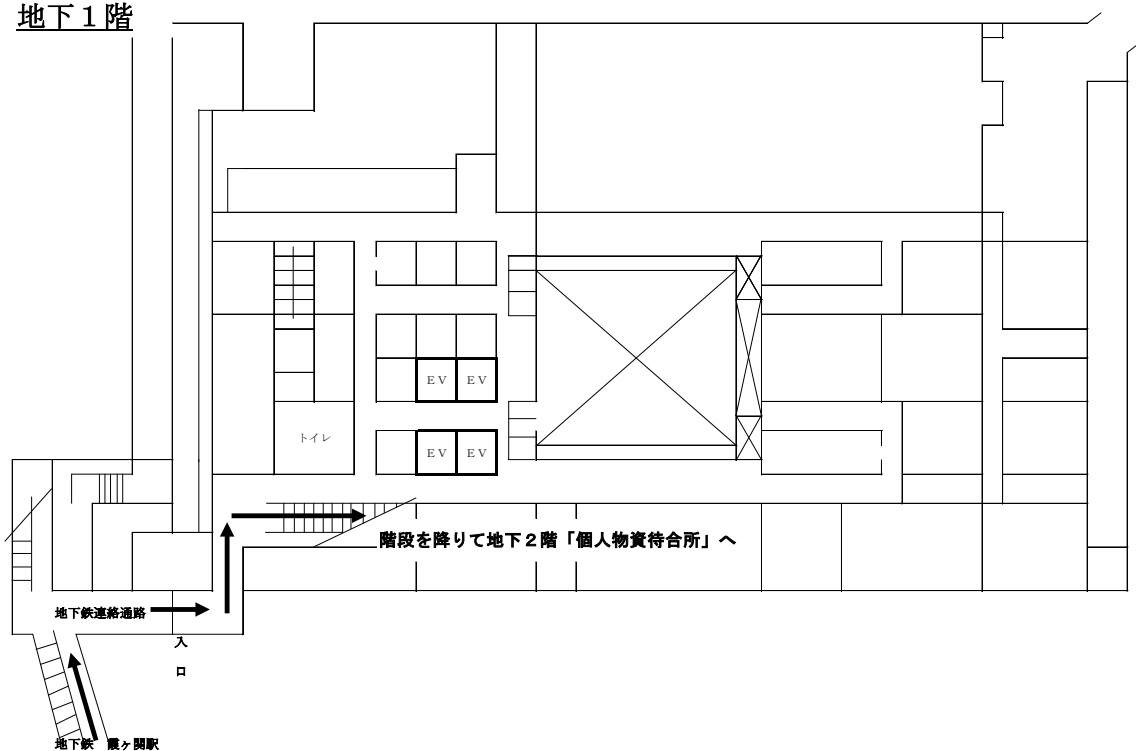
名簿の届出の受付は、法律で公示日の午前8時30分から午後5時までと定められています。なお、中央合同庁舎2号館の入口は午前7時に開きますので、会場には午前7時から入場できます。

中央合同庁舎2号館には、1階又は地下1階から入館して、階段を利用して地下2階に降りてください。

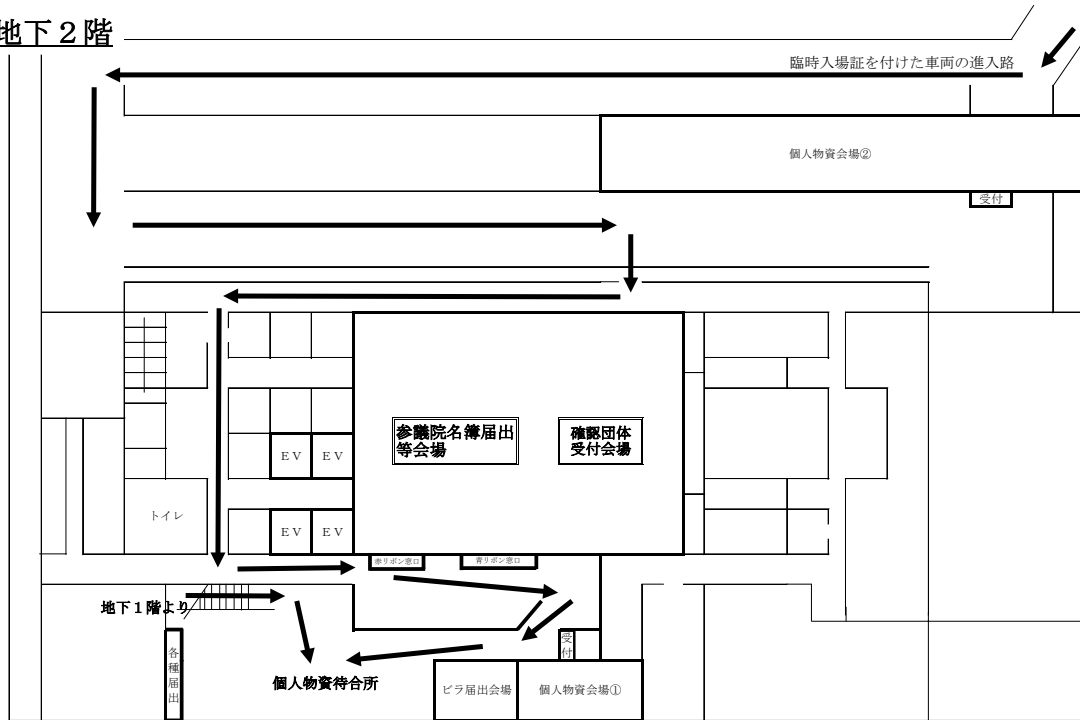
1階



地下1階



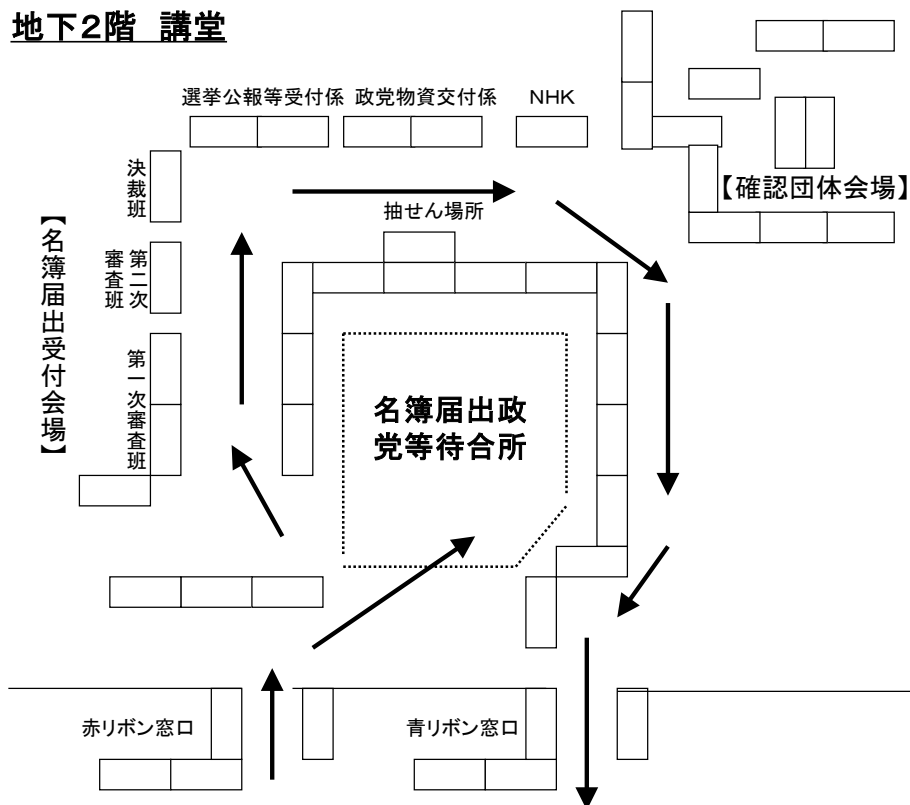
地下2階



(参考) 名簿の届出について

公示日における名簿による立候補の届出は、名簿届出政党等が行いますので、名簿登載者個人は立候補届出の手続を行う必要はありません。しかしながら、参議院比例代表選出議員の選挙においては、名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）は、名簿登載者個人として一定の選挙運動を行うことができます。そのため、名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）の方は各種届出の手続を行ったり、個人用の物資・証明書などの交付を受ける必要があります。

(参考：受付会場図)



(参考)

名簿を届け出る政党等は、以下の手順により立候補届出の手続を行います。

① 午前8時30分までに受付会場（地下2階講堂）に入場された政党等について、抽選により受付順位を決定します。

② 午前8時30分以降に到着された政党等の受付順位は、到着順となります。

③ ①②により決定された受付順に各政党等の立候補届出書類の審査を行います。

書類に不備等がなければ届出を受理します。

（ただし、公職選挙法第86条の3第1項第3号に該当する政党等として立候補の届出をする政党等のうち、参議院名簿登載者の数が10人に満たない政党等については参議院選挙区選出議員選挙の立候補届出が受理され、候補者が合わせて10人以上に達したことを確認した後に、届出を受理することになります。）

④ 届出が受理された政党等の担当者に対し、「参議院名簿登載者台帳（青い台帳）」及び「名簿登載者交付番号一覧」を交付します。参議院名簿登載者台帳は名簿登載者1人につき1枚交付するものであり、名簿登載者が物資を受領する際に必要となります。「名簿登載者交付番号一覧」は各名簿登載者の交付番号（各物資の番号）を一覧にしたもので、参考までに配布するものです。

なお、名簿登載者交付番号は、各名簿登載者につき、全ての交付物資に共通のものであるので、異なった番号の物資を使用することのないよう十分ご注意ください。

ポイント

参議院比例代表選出議員の選挙では、名簿による立候補の届出は名簿届出政党等が行いますので、名簿登載者の方は立候補届出の手続を行う必要はありません。

ただし、立候補届出を受理された政党等の名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）には、各種の届出や物資の受領等の手続を行っていただく必要があります。これらの手続のうち、物資の受領の際に必要な「参議院名簿登載者台帳（青い台帳）」は各政党等の担当者に一括してお渡しして、個人物資会場にお持ちいただくことになります。

第二 名簿登載者個人の手続等の流れ

物資等の交付事務を円滑に行うため、公示日における名簿登載者個人に係る物資・証明書の交付については、原則として「名簿を届け出た政党等の担当者（以下「政党担当者」といいます。）」が一括して行っていただくようお願いします。その場合、当該政党担当者が名簿登載者の代理人という立場で手続等を行っていただきます。各名簿登載者は政党担当者から物資等の交付を受けていただくことになります。

駐車場の使用について

中央合同庁舎2号館には駐車場がありますが、駐車できる台数に制限があるため、「臨時入場証」の交付を受けた車以外は駐車場に入ることができませんのでご注意ください。

合同庁舎前に路上駐車することは絶対にやめてください。

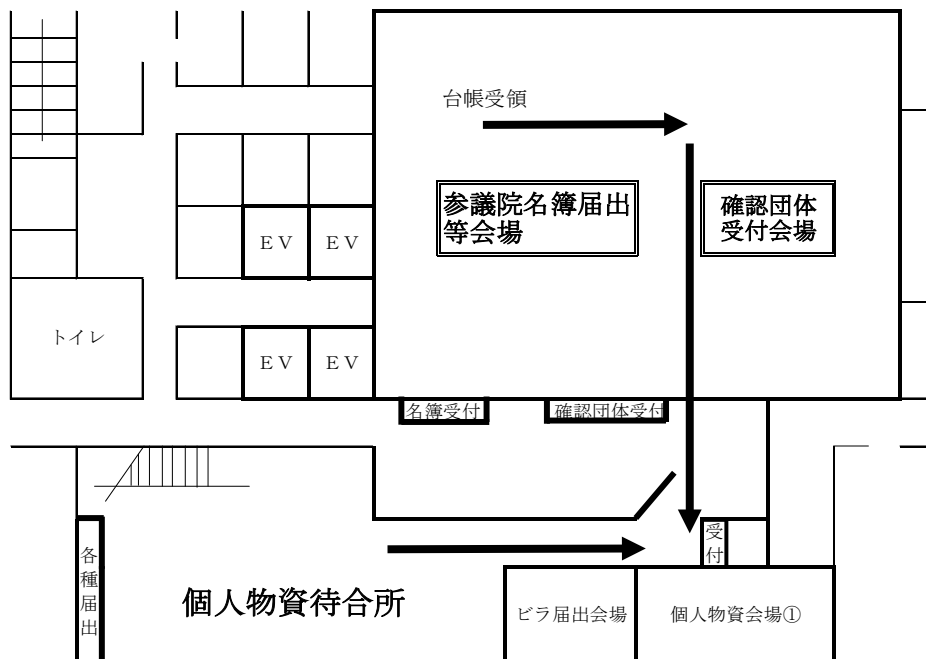
- ※1 臨時入場証は個人用の交付物資を政党で一括受領する政党につき1枚（名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）が25人以上の場合は2枚）をあらかじめ事前審査の際にお渡しします。
- ※2 駐車場に入れるのは車高2.3mまでの車（2トン車）に限られます。

1 政党担当者の行う手続の流れ

公示日当日において、政党担当者が行う名簿登載者個人に関する手続の流れの概略は次のとおりです。

(1) 名簿登載者台帳の受領

立候補受付会場で届出が受理されると、名簿登載者数分の「参議院名簿登載者台帳（青い台帳）」及び「名簿登載者交付番号一覧」をお渡しいたします。



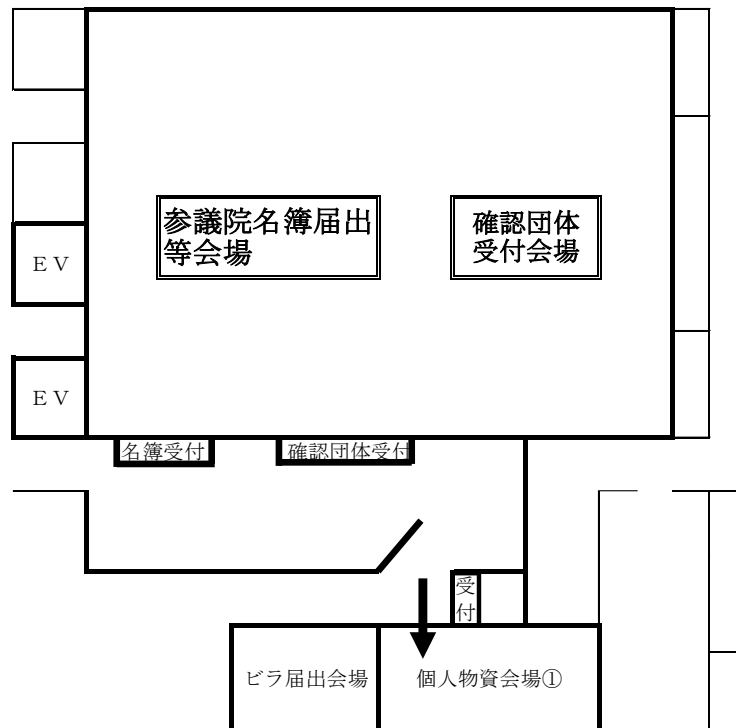
(2) 個人物資受付で「代理人証明書」を提出

個人物資受付係において、「名簿登載者台帳(名簿登載者数分全て)」を持参の上、「候補者に係る物資受領等の代理人証明書(名簿登載者数分全て)」を提出してください。なお、この代理人証明書については、受付事務を円滑に行うため必ず事前に審査を受けてください。

個人物資受付では個人物資会場に入場するための黄リボンを各政党等につき5個までお渡しします。ただし、名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）数が25人以上の政党等については10個までお渡しします。

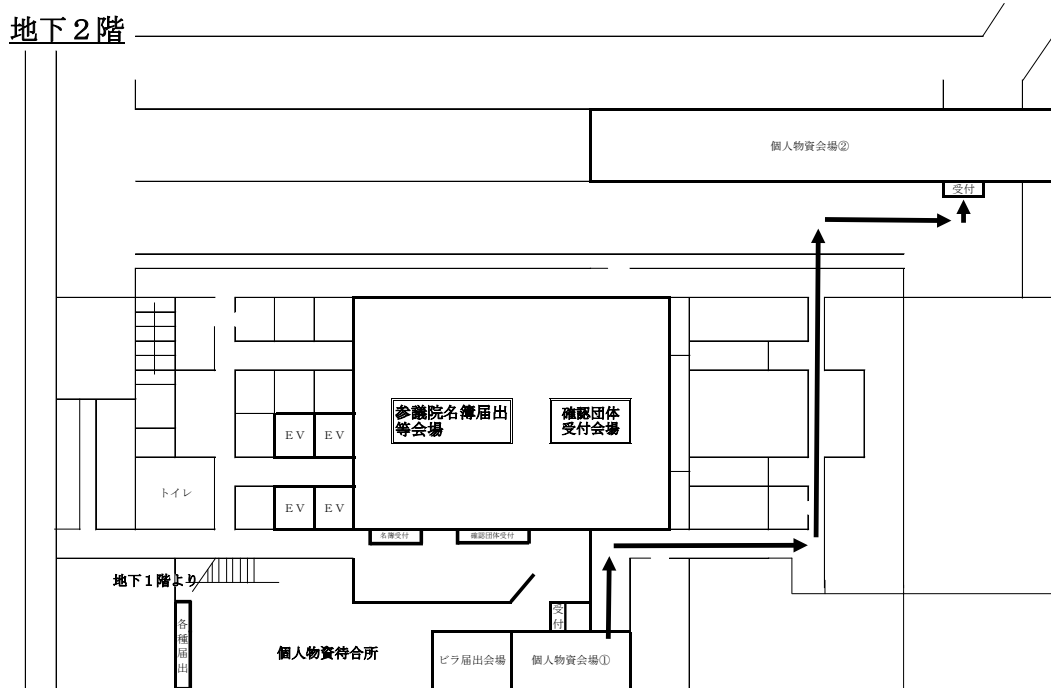
なお、赤リボン（名簿による立候補届出会場に入場するためのリボン）でも個人物資会場に入場することができます。その場合には、リボンを左胸に着用して個人物資会場①に入場してください。

（注）各名簿登載者の代理人として個人用の物資等を受領する場合には、当該名簿登載者の代理人であることを証明するための「候補者に係る物資受領等の代理人証明書」を必ず提出していただく必要があります。提出がない場合、名簿登載者個人の物資等を交付することができません。



(3) 無料葉書、特殊乗車券関係物資の交付

係員に「参議院名簿登載者台帳」を提示して、「候補者用通常葉書使用証明書」、「選挙運動用通常葉書差出票」、「特殊乗車券・特殊航空券」を受領してください。

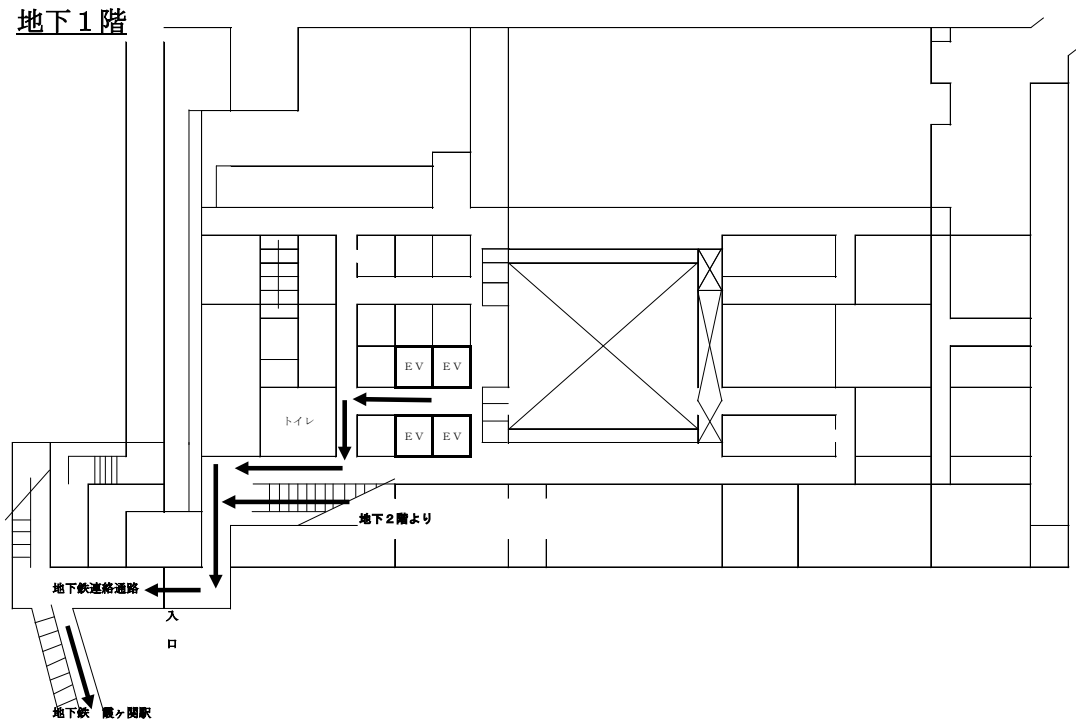
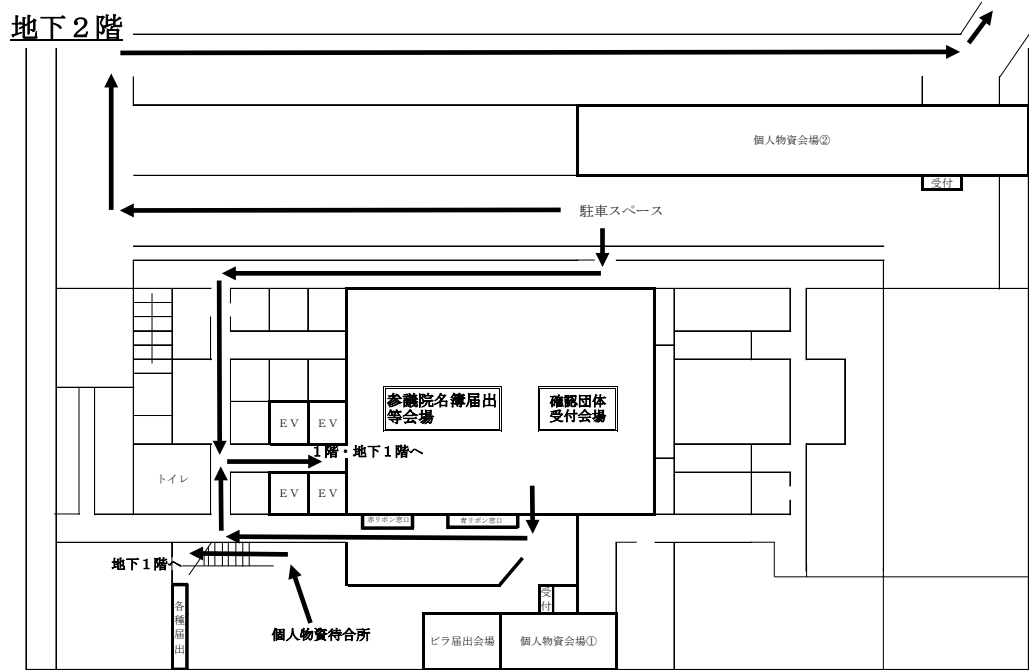


(4) 公営物資の受領

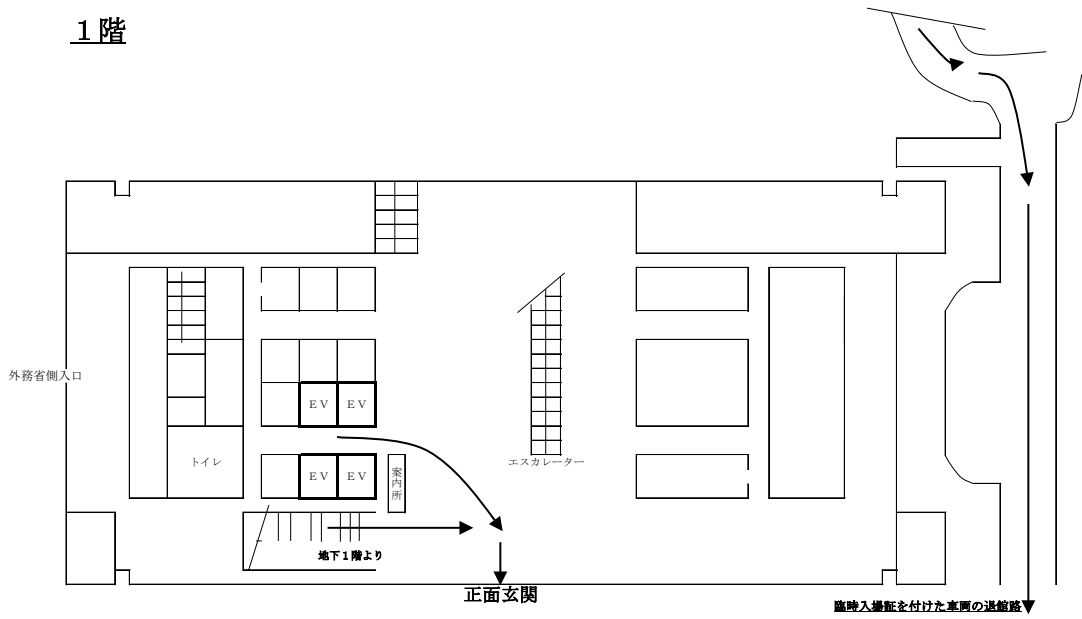
個人物資会場②へ移動し、「選挙事務所標札」などの公営物資を受領してください。この際にも係員に「参議院名簿登載者台帳」を提示してください。なお、物資は相当分量がある（1人あたり約40kg）ので、できるだけ台車をお持ちください（台車は貸出しもいたしますが、数に限りがありますのでご留意願います。）。

(5) 手続完了

すべての物資・証明書の受領をお済ませになったら、再度、手続に漏れがないことをご確認の上、退館してください。



1階



2 名簿登載者の行う手続（諸届）の流れ

公示日当日において名簿登載者が行う届出の流れの概略は次のとおりです。

（1）選挙事務所設置届等の提出

公示日に以下の届出を行う場合は、各種届出係に書類を提出してください。なお、名簿登載者の代理人の方が届出を行う場合には、代理人証明書が必要となります。公示日においては午前8時30分から午後5時までの間において受付を行います。なお、この届出を行う際には台帳やリボンは必要ありません。公示日の翌日以降に届出をされる場合は、総務省自治行政局選挙部管理課（中央合同庁舎第2号館5階）で受付をします。

- ① 参議院比例代表選出議員選挙候補者連絡場所届
- ② 出納責任者選任届
- ③ 報酬を支給する者の届出書
- ④ 選挙事務所設置届
- ⑤ 公営関係契約届出書（自動車など6種）
- ⑥ 公営関係確認申請書（ " ）

①～④の書類につきましては事前審査を行います。公示日の届出を円滑に行うため、必ず事前審査を受けてください。

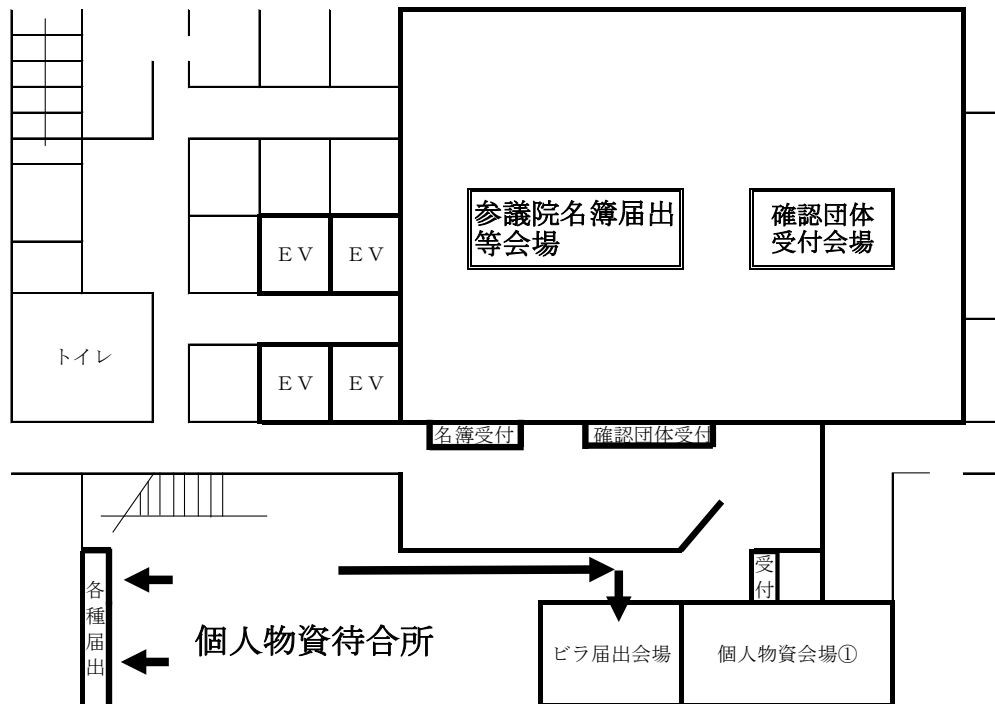
なお、⑤、⑥の公営関係書類については事前審査は行いません。

（2）ビラ頒布届及びビラ見本の届出

公示日にビラの届出を行う場合は、ビラ届出会場で「選挙運動用ビラ頒布届」及び「ビラ見本（種類ごと5部）」を係員に提出してください。ビラは中央選挙管理会に届け出たものを2種類まで頒布することができます。なお、名簿登載者の代理人の方がビラの届出を行う場合には、代理人証明書が必要となります。公示日におい

ては、午前8時30分から午後5時までの間において受付を行います。なお、この届出を行う際には台帳やリボンは必要ありません。公示日の翌日以降に届出をされる場合は、総務省自治行政局選挙部管理課（中央合同庁舎第2号館5階）で受付をします。

届出事務を円滑に行うために、ビラについては必ず事前に審査を受けてください。



(3) 手続完了

すべての届出、申請をお済ませになったら、再度、手続に漏れがないことをご確認の上、退館してください。

前述のとおり、公示日に行う公営物資等の受領は、原則として政党担当者に行っていただくこととなります。ただし、どうしても名簿登載者個人での受領を希望される場合は、個人物資受付において「名簿登載者台帳」を提示いただいた上で、「黄色のリボン（名簿登載者1人につき2個まで）」をお渡しします。

このリボンで個人物資会場①②に入ることができますので、物資等の交付を受けてください。具体的な手続については「政党担当者の行う手続の流れ」を参照してください。

(注) この場合、名簿登載者本人ではなく「代理人」が物資等を受領される場合は、「候補者に係る物資受領等の代理人証明書」が必要ですので個人物資受付で必ず提出してください。

ポイント

名簿登載者個人に係る物資等の交付手続については、原則として政党担当者に行っていただくようお願いします。これは、物資の量が非常に多いため名簿登載者それぞれ個々に手続を行っていただいた場合、受付等にかなり時間がかかり、物資の交付が遅くなることを避けるためのものです。

したがって、「候補者に係る物資受領等の代理人証明書」については、公示日までに必ず政党担当者に渡しておいてください。さらに事前審査を行うものについては、必ず事前の審査を受けてください。

みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

3 公示日の翌日以降における取扱い

公示日の翌日以降における各種届出、物資の交付は、総務省自治行政局選挙部管理課（中央合同庁舎第2号館5階）で行います。

第三 事前審査について

公示日当日の各種届出を確実に円滑に進めるため、5月31日（火）から6月2日（木）の午前10時から午後4時の間、総務省自治行政局選挙部管理課において届出書類の事前審査を行います。

名簿登載者個人が提出する書類では、以下の届出書類について事前審査を行います。

- ① 候補者に係る物資受領等の代理人証明書
- ② 選挙運動用ビラ頒布届・ビラ見本（5部）
- ③ 参議院比例代表選出議員選挙候補者連絡場所届
- ④ 出納責任者選任届
- ⑤ 報酬を支給する者の届出書
- ⑥ 選挙事務所設置届

①につきましては、原則として政党担当者が一括して事前審査を受けてください。

②～⑥については、名簿登載者個人がそれぞれ事前審査を受けてください。なお、政党等で一括して行っていただいても結構です。

なお、上記以外の日程でも事前審査に応じますが、公示日が近づくにつれて事前審査の希望者が殺到し、ご希望に応じられない場合もありますので、できるだけ早く事前審査を受けてください。

事前審査についての連絡先

総務省自治行政局選挙部管理課 電話 03-5253-5573

第四 公営物資及び証明書類の交付手続及び使用方法等

1 一般的な注意事項

- (1) 前述したとおり、公示日における物品や証明書の交付については、原則として、名簿を届け出た政党担当者に対して行います。したがって、各名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。以下、第四において同じ。）は当該政党担当者から名簿登載者ごとに共通の交付番号の付された物資等の交付を受けてください。
- (2) 名簿登載者は政党担当者から物資や証明書類を受け取ったら、名簿登載者の氏名その他の記載事項を直ちに記載しておかなければなりません。
- (3) 物品及び証明書の中には、再交付の申出があってもいったん交付した後は再交付できないものもありますので、紛失、盗難又は破損等の事故がないよう、その保管には十分注意してください。
- (4) 選挙運動用として交付を受けた通常葉書、証紙、特殊乗車券・特殊航空券等は、他人に譲渡することはできません。したがって、公示後に名簿登載者でなくなったときは、選挙運動に使用しなかった残部を中央選挙管理会に直ちに返還しなければなりません。

2 物資及び証明書の使用に関する注意事項

(1) 選挙事務所用標札（1枚）

- ① 交付される標札は、選挙事務所を設置した場合、選挙事務所の入口の見やすいところに常時掲示しておかなければなりません。
- ② この標札は、硬質塩化ビニールを使用しておりますので、名簿届出政党等の名称又は略称及び名簿登載者の氏名を記載する場合は、使用中に消えたり汚れたりすることのないように、捺染用インクを使用する等特別の配慮が必要です。
- ③ 万一、標札の盗難、紛失又は破損等の事故により再交付を受けようとする場合は、中央選挙管理会の定めるところにより、盗難又は紛失の場合にはその理由の

ほか、その場所、年月日、届出警察署名その他必要な事項を記載した理由書を添えて、文書（再交付申請書）で中央選挙管理会に再交付申請の手続をとらなければなりません。したがって、この場合は、所轄の警察署長に盗難又は紛失の届出（盗難又は紛失の場所、年月日その他必要な事項）をしておく必要があります。

また、破損の場合は、再交付申請書に破損した標札を添えて申請してください。

(2) 選挙運動用自動車・船舶表示板（2枚）

- ① この表示板は、選挙運動用自動車（船舶）の前面等、外部から見やすい箇所にその使用中常時掲示しておかなければなりません。
- ② 表示板は、選挙事務所用標札と同様に硬質塩化ビニールを使用しています。名簿登載者の氏名等の記載については(1)②を参照してください。
- ③ 再交付の手続については(1)③を参照してください。

(3) 選挙運動用拡声機表示板（2枚）

- ① この表示板は、主として選挙運動のために使用される拡声機のマイクの下部等外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しておかなければなりません。
- ② 名簿登載者の氏名等の記載、再交付の手続は(1)②、③を参照してください。

(4) 標旗（6枚）

- ① 街頭演説を行うためには、必ずこの標旗をその演説中掲げておかなければなりません。
- ② 標旗は木綿生地できているので、名簿登載者の氏名等の記載については、使用中消えたり汚れたりしないよう、使用するインク等に注意してください。
- ③ 再交付の手続については（1）③を参照してください。

(5) 選挙運動用腕章（82枚）及び選挙運動用自動車（船舶）乗車（船）用腕章（8枚）

- ① 選挙運動用腕章（黒刷のもの）は、選挙長から82枚交付されますが、各街頭演説においては15枚まで使用できます。また、選挙運動用自動車（船舶）乗車（船）用腕章（赤刷りのもの）は8枚交付されます。この場合、選挙運動用自動車（船舶）乗車（船）用腕章は、選挙運動用腕章にも共通して使用することはで

きますが、この街頭演説の場所においては選挙運動用の腕章と通じて15枚を超えて使用することはできません。

- ② 名簿登載者の氏名等の記載については(4)②を、再交付の手続については(1)③を参照してください。

(6) 候補者用通常葉書使用証明書(5枚)及び選挙運動用通常葉書差出票(300枚)

① 候補者用通常葉書使用証明書

- (ア) この証明書を選挙運動期間中に、日本郵便株式会社が定め、公表する郵便局(上野、神田、銀座、芝、渋谷、新宿、豊島及び日本橋の各郵便局)のうち、選挙長が指定する郵便局(具体的な郵便局名は、証明書の「選挙用の表示をする郵便局名」欄に記載されます。)に提出すれば、証明書1枚につき3万枚を上限として、選挙用の表示がある通常葉書が無料で交付されます。
- (イ) 手持ちの私製葉書又は日本郵便株式会社が発行する葉書(以下「会社発行葉書」という。)を用いる場合は、前記(ア)の選挙長が指定する郵便局又は道府県の選挙管理委員会の所在地の郵便物配達を受け持つ郵便局(別紙2の郵便局)に当該葉書を提出し、かつ、この証明書を提示して、選挙用の表示を受けなければなりません。この場合も、その枚数は候補者が使用することができる15万枚の範囲内に限られます。
- (ウ) この証明書の交付欄は、5行に分けてありますので、通常葉書の交付又は手持ちの私製葉書又は会社発行葉書への表示は、必要に応じて、5回に分けて受けることができますが、やむをえず6回以上に分けて交付又は表示を受けるときは、1つの行を2つに分けるなどして受けることとなります。なお、紙を貼り付けて欄を設けることはできません。
- (エ) 表示を受けた私製葉書等は無料で差し出すことができます。ただし、手持ちの会社発行葉書を使用する場合は、その購入代金は自己負担となります。

② 選挙運動用葉書の差出上の注意

(ア) 選挙運動用通常葉書差出票

- a 選挙運動用葉書は、必ず、ゆうゆう窓口がある郵便局の窓口で「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて差し出さなければなりません。
- b この差出票は、1枚につき差出通数の累計が500通以内となるまで、同一の差出票を差出しの都度使用しなければなりません。差出通数が500通を超えるときは、その超える分につき、500通以内ごとに別の差出票を使用しなければなりません。
- c この差出票の差出欄は、10行に分けてありますから、必要に応じて、500通を10回に分けて差し出すことができます。やむを得ず11回以上に分けて差し出すときは1つの行を2つに分けるなどして差し出してください。なお、紙を貼り付けて欄を設けることはできません。
- d 「差出通数」欄には1回の差出しごとの差出通数を記入し、「差出合计数」欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入しなければなりません。
- e 同時に1,000通以上を差し出すときは、500通の整数倍となる通数（全通数から500通未満の端数を除いた通数となる。）のものについてのみ、その通数に相当する枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入行にその通数を記入し、2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施して提出することができます。
- f 差出通数及び差出合计数を訂正したときは、差出人の訂正印を押しなければなりません。
- g 選挙運動用葉書を2名以上の名簿登載者・候補者が共同使用することは差し支えありませんが、枚数については共同使用する名簿登載者・候補者ごとにそれぞれ1枚として計算されますので、このような方法で使用する場合には、各

名簿登載者・候補者はそれぞれの差出票に前記記載要領に準じて所要事項を記載して提出しなければなりません。

(イ) 選挙運動用葉書の発送に当たって注意する事項

- a 選挙運動用葉書を郵便によらず、例えば選挙人に路上で手渡すとか、配付するなどすると違反になります。
- b 選挙運動は投票日の前日までしかできないことになっているので、選挙運動用葉書は遅くとも投票日の前日までに頒布先に到着するようにしなければなりませんから、あらかじめ十分な余裕期間をおいて差し出さなければなりません。

(ウ) 選挙運動用葉書の印刷誤りや書き損じ、毀損の場合の注意

交付又は選挙用の表示を受けた選挙運動用葉書で、印刷を誤り、書き損じ又は毀損したもの（以下「書損葉書」という。）については、その枚数に限って、代りに手持ちの私製葉書又は会社発行葉書を使用して選挙用の表示を受けることができますが、書損葉書に代えて無料の通常葉書の再交付を受けることはできませんので注意してください。この場合、交付又は選挙用の表示を受けた郵便局に書損葉書及び手持ちの私製葉書又は会社発行葉書を提出し、かつ、候補者用通常葉書使用証明書を提示して、選挙用の表示を受けなければなりません。

なお、書損葉書は、当該郵便局で選挙運動期間中保管され、同期間終了後返却されることとなります。

(7) 特殊乗車券・特殊航空券（6組）

① 公示日における交付物資

以下の4種類を1冊にまとめた「特殊乗車券・特殊航空券」綴りを6組交付します。

- (ア) 公職の候補者旅客運賃後払証（以下「後払証」という）
- (イ) 旅客会社全線乗車証
- (ウ) 旅客会社特急・急行列車乗車用引換証（以下「特急列車等乗車用引換証」

という)

(エ) 航空搭乗券引換証

なお、「特殊乗車券・特殊航空券」は、鉄道又は航空のいずれか一方（最初に利用した一方）に限って利用をすることができます。

② 使用方法

(ア) 鉄道を利用する場合

a 特急又は急行列車を利用する場合

ア 「特殊乗車券・特殊航空券」綴り 1 組を切り離さずに J R 各駅の窓口（係員配置駅に限る。）に提出してください。

イ J R の窓口では、後払証を回収し、旅客会社全線乗車証にそれが有効となるための必要事項を記入した上で交付します（以上初回利用時のみ。）。

ウ J R の窓口では、旅客会社全線乗車証の提示を受け、特急列車等乗車用引換証 1 枚と引換えに特急（急行）券・乗車券（選挙用である旨の表示入り）を発行します。

(注) 特急（急行）券・乗車券の発行時及び乗車時に名簿登載者等は旅客会社全線乗車証を必ず携行し、車内検札の際には乗車券等とともに、当該全線乗車証を提示しなければなりません。なお、車内では特急列車等乗車用引換証による特急（急行）券・乗車券の発行は不可です。

b 特急又は急行列車を利用しない場合

ア a 特急又は急行列車を利用する場合のア及びイに同じです。

イ 改札を通過する際には、旅客会社全線乗車証を提示して乗車することができます（別途乗車券の発行を受ける必要はありません。）。

(イ) 飛行機を利用する場合

ア 「特殊乗車券・特殊航空券」綴り 1 組を切り離さずに各空港の搭乗カウンターの係員に提出してください。

(注) 事前に航空会社に電話をかけて予約をすることができます。

イ 各航空会社の窓口では、旅客会社全線乗車証を回収し、航空搭乗券引換証

1枚と引き換えに航空搭乗券を発行します。

ウ 候補者等は、搭乗口を通過する際に航空搭乗券とあわせて後払証を係員に提示します。

(注) 航空搭乗券の発行時及び搭乗時に名簿登載者等は後払証を必ず携行しなければなりません。

③ 通用する区間及び期間

i) 区間

鉄道：JR鉄道全線

航空：国内定期航空運送事業を営む事業者（一部事業者除く。）の全ての路線

ii) 期間

交付日から選挙期日の5日後まで通用

④ 候補者等が負担する料金

鉄道：特別車両料金（グリーン車、寝台車等）、特急、急行以外の座席指定料金等

航空：特別席料金等運賃以外の料金（スーパーシート等）

⑤ 追加交付

交付された引換証を全て使用する場合には、名簿登載者は旅客会社全線乗車証（鉄道を利用した場合）又は後払証（航空を利用した場合）を提示して、選挙長から引換証の追加交付を受けることができます。

(8) 選挙運動用ポスター証紙（7万枚）

① 証紙

名簿登載者が選挙運動用ポスターを掲示するときは、この証紙を貼らなければ掲示することはできません。交付を受けた証紙は、いかなる理由があっても再交

付はしませんので、紛失すること等のないよう取扱いに十分注意してください。

② 使用上の注意

証紙は台紙からはがして貼ってください。なお、台紙からはがす際には乱暴に取り扱くと証紙が破損することがありますから、はがし方に十分注意してください。また、一度使用した証紙を他のポスターに再度貼付することはできません。

(9) 選挙運動用ビラ証紙（25万枚）

① 証紙

選挙運動用ビラ(中央選挙管理会に届け出た2種類以内のものに限られる。)は、この証紙を貼付しなければ頒布することはできません。交付を受けた証紙は、いかなる理由があっても再交付はしませんので、紛失すること等のないよう取扱いに十分注意してください。

② 使用上の注意

ビラ証紙使用上の注意については(8)②を参照してください。なお、一度使用した証紙を他のビラに再度貼付することはできません。

第五 選挙公営関係の手続について

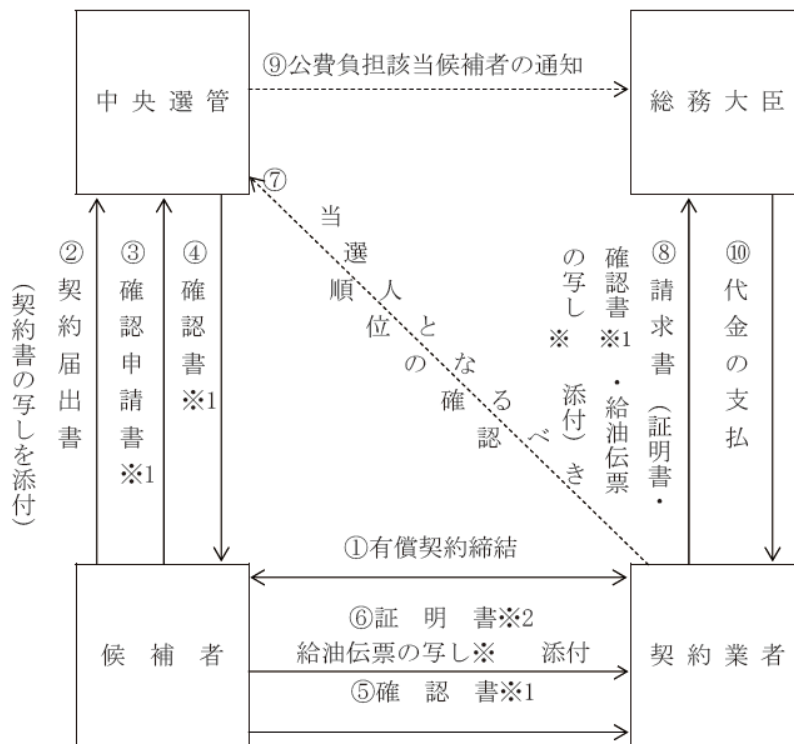
ここでは下記の6種類の選挙運動に関する公営の手続について説明します。

- ① 選挙運動用自動車の使用
- ② 通常葉書作成
- ③ ビラ作成
- ④ 選挙事務所用立札・看板の作成
- ⑤ 自動車等取付用立札・看板の作成
- ⑥ ポスター作成

これらの公営制度は、名簿登載者と契約した相手方の業者等に直接支払いがなされるため、手続が複雑になっていますのでご注意ください。これら6種類の選挙公営は次のような特徴を持っています。

- 1 当選人となるべき順位が、その名簿登載者を届け出た政党等の当選人の数の2倍までにある名簿登載者に限り公営されます。例えば「〇〇党」の比例代表選出議員選挙における当選人の数が3人であった場合、3の2倍、すなわち当選人となるべき順位が6番目までの名簿登載者について公営されます。また、この場合において仮に特定枠名簿登載者が2人あったときは、特定枠名簿登載者2とそれに続く4、すなわち特定枠以外の名簿登載者については4番目までの名簿登載者について公営されることとなります。公営とされなかった場合、その名簿登載者と契約した業者等は、国からの支払いを受けることはできず、当該名簿登載者から支払いを受けることとなります。
- 2 公営される名簿登載者の契約は一定の範囲内で公費負担とされますが、国からの支払いは、名簿登載者ではなく業者等に対して直接行われることとなります。

なお、これらの選挙公営手続について、その仕組みを図式化すると次のとおりです。



- ※1 選挙運動用自動車における一般乗用旅客自動車運送事業者、自動車の賃貸業者及び自動車運転業者との契約の場合には、確認申請書の提出及び請求書提出の際の確認書の添付は不要です。
- ※2 選挙運動用自動車の使用又は通常葉書等の作成の実績に基づいて提出してください。
- ※3 選挙運動用自動車における燃料供給業者から総務大臣への請求には、候補者から提出された給油伝票の写しの添付が必要です。

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営

名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。以下、第五において同じ。）は、選挙運動用自動車2台を使用できますが、選挙運動用自動車の使用の形態としては、いわゆるハイヤー等の運送事業者から借り受ける場合（ハイヤー方式）と、自動車の借上（レンタカー）、燃料の供給、運転手の雇用を別々に契約して使用する方式（レンタル方式）との2つがあります。

前者と後者の違いは、前者が車両、運転手及び燃料を一括して契約する方式であるのに対し、後者は、自動車、運転手及び燃料についてそれぞれ別個に契約する

方式です。したがって、その手続については次の2つに分かれます。

(ハイヤー方式)

- ① 名簿登載者はハイヤー業者等と有償契約を締結した場合には、直ちに（公示日以前に契約を締結した場合は公示日に）契約書の写しを添えて契約届出書を提出する必要があります。なお、同一の日につき、乗り継ぎ等により3台以上使用することになった場合は、公費負担の対象となるのは名簿登載者の指定する2台に限られます。
- ② 契約届出書を提出した名簿登載者は、契約の相手方である業者に対して選挙運動用自動車使用証明書を提出することが必要です。
- ③ 使用証明書の提出を受けた業者は、その名簿登載者の当選人となるべき順位が当該政党等の当選人の数の2倍までにある場合に限り、総務大臣に対して②の証明書を添付してその契約に係る金額の支払いの請求を行うことができます。
- ④ 総務大臣は、業者からの請求に基づいて審査を行った結果、適正であると認めた場合には、業者に対して直接支払うこととなります。

(レンタル方式)

- ① この場合は、自動車の借入れ、燃料の購入及び運転手の雇用の3つに分けてそれぞれ契約していただくことになります。なお、契約の相手方が名簿登載者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業としている場合を除いて、公営の対象となりません。
- ② 車両の借入れ
 - ア 名簿登載者は、知人あるいはレンタカー業者と有償契約を締結した場合には、直ちに（公示日以前に契約を締結した場合は公示日に）契約書の写しを添えて契約届出書を提出する必要があります。なお、同一の日につき、乗り継ぎ等により3台以上使用することになった場合は、公費負担の対象となるのは名簿登載者の指定する2台に限られます。
 - イ 契約届出書を提出した名簿登載者は、契約の相手方である業者等に対し

て選挙運動用自動車使用証明書を提出することが必要です。

ウ 使用証明書の提出を受けた業者等は、その名簿登載者の当選人となるべき順位が当該政党等の当選人の数の2倍までにある場合に限り、総務大臣に対してこの証明書を添付してその契約に係る金額の支払いの請求を行うことができます。

エ 総務大臣は、業者等からの請求に基づいて審査を行った結果、適正であると認めた場合には、業者等に対して直接支払いを行うこととなります。

③ 燃料の購入

ア 名簿登載者は、選挙運動用自動車に燃料を供給する者と有償契約を締結した場合には、直ちに（公示日以前に契約を締結した場合は公示日に）契約書の写しを添えて契約届出書を提出するとともに、その燃料代について選挙運動用自動車1台につき一定額

（7,700円×選挙運動期間の日数）の範囲内であることを中央選挙管理会から確認を受けることが必要です。

イ 契約届出書を提出した名簿登載者は、契約の相手方である業者に対して選挙運動用自動車使用証明書を提出することが必要です。また、その契約につき、中央選挙管理会から交付された確認書及び給油伝票の写しを燃料を供給する者に提出する必要があります。

ウ この使用証明書、確認書及び給油伝票の写しの提出を受けた業者は、その名簿登載者の当選人となるべき順位が当該政党等の当選人の数の2倍までにある場合に限り、総務大臣に対してこれらの書類を添付してその契約に係る金額の支払いの請求を行うことができます。

エ 総務大臣は、業者からの請求に基づいて審査を行った結果、適正であると認めた場合には、業者に対して直接支払いを行うこととなります。

④ 運転手の雇用

ア 名簿登載者は、選挙運動用自動車の運転手として知人等と雇用契約を締

結した場合には、直ちに（公示日以前に契約を締結した場合は公示日に）契約書の写しを添えて契約届出書を提出する必要があります。なお、同一の日につき、3人以上の運転手を雇用する場合は、公費負担の対象となるのは名簿登載者の指定する2人に限られます。

イ 契約届出書を提出した名簿登載者は、契約の相手方である運転手に対して選挙運動用自動車使用証明書を提出することが必要です。

ウ 使用証明書の提出を受けた運転手は、その名簿登載者の当選人となるべき順位が当該政党等の当選人の数の2倍までにある場合に限り、総務大臣に対してイの証明書を添付してその契約に係る金額の支払いの請求を行うことができます。

エ 総務大臣は、運転手からの請求に基づいて審査を行った結果、適正であると認めた場合には、運転手に対して直接支払いを行うこととなります。

(注) 国が負担する額は、有償契約の内容に基づいて算出しますが、次の金額が限度となります。

(ア) ハイヤー方式の場合 1台につき1日あたり 64,500円以内

(イ) レンタル方式の場合

a 自動車の借入 1台につき1日あたり 16,100円以内

b 燃料の購入

1台につき 7,700円×選挙運動期間の日数の範囲内で中央選挙
管理会から確認を受けた金額以内

c 運転手の雇用 1台につき1日を通じ 12,500円以内

(2) 通常葉書作成の公営

- ① 名簿登載者は、通常葉書を作成する者と有償契約を締結した場合には、直ちに（公示日以前に契約を締結した場合は公示日に）契約書の写しを添えて契約届出書を提出するとともに、その枚数について一定の枚数（15万枚）の範囲内であることを中央選挙管理会から確認を受けることが必要です。
- ② 契約届出書を提出した名簿登載者は、契約の相手方である業者等に対して通常葉書を作成したものであることを証する通常葉書作成証明書を提出することが必要です。また、その契約につき、中央選挙管理会から交付された確認書を通常葉書を作成する業者に提出する必要があります。
- ③ ②の作成証明書及び確認書の提出を受けた業者は、その名簿登載者の当選人となるべき順位が当該政党等の当選人の数の2倍までにある場合に限り、総務大臣に対してこれらの書類を添付してその契約に係る金額の支払いの請求を行うことができます。
- ④ 総務大臣は、業者からの請求に基づいて審査を行った結果、適正であると認められた場合には、業者に対して直接支払いを行うこととなります。

(注) 国が負担する額は、有償契約の内容に基づいて算出しますが、作成枚数及び1枚あたりの単価については、次の制限があります。

ア 作成枚数が15万枚以内であることの確認

イ 1枚あたりの単価は

(ア) 作成枚数が3万5千枚以下の場合 7円95銭

(イ) 作成枚数が3万5千枚を超える場合

$$\frac{278,250円 + 6円88銭 \times (\text{当該作成枚数} - 35,000\text{枚})}{\text{当該作成枚数}}$$

当該作成枚数

=単価（1銭未満の端数は切り上げ）

(3) 選挙運動用ビラ作成の公営

- ① 名簿登載者は、選挙運動用ビラを作成する者と有償契約を締結した場合には、直ちに（公示日以前に契約を締結した場合は公示日に）契約書の写しを添えて契約届出書を提出するとともに、その枚数について一定の枚数（25万枚）の範囲内であることを中央選挙管理会から確認を受けることが必要です。
- ② 契約届出書を提出した名簿登載者は、契約の相手方である業者等に対して選挙運動用ビラを作成したものであることを証する選挙運動用ビラ作成証明書を提出することが必要です。また、その契約につき、中央選挙管理会から交付された確認書を選挙運動用ビラを作成する業者に提出する必要があります。
- ③ ②の作成証明書及び確認書の提出を受けた業者は、その名簿登載者の当選人となるべき順位が当該政党等の当選人の数の2倍までにある場合に限り、総務大臣に対してこれらの書類を添付してその契約に係る金額の支払いの請求を行うことができます。
- ④ 総務大臣は、業者からの請求に基づいて審査を行った結果、適正であると認められた場合には、業者に対して直接支払いを行うこととなります。

(注) 国が負担する額は、有償契約の内容に基づいて算出しますが、作成枚数及び1枚あたりの単価については、次の制限があります。

ア 作成枚数が25万枚以内であることの確認

イ 1枚あたりの単価は

(ア) 作成枚数が5万枚以下の場合 7円73銭

(イ) 作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{当該作成枚数}}$$

当該作成枚数

=単価（1銭未満の端数は切り上げ）

(4) 選挙事務所用立札・看板の作成の公営

- ① 名簿登載者は、選挙事務所用立札・看板を作成する者と有償契約を締結した場合には、直ちに（公示日以前に契約を締結した場合は公示日に）契約書の写しを添えて契約届出書を提出するとともに、その作成数について一定の数（3枚）の範囲内であることを中央選挙管理会から確認を受けることが必要です。
- ② 契約届出書を提出した名簿登載者は、契約の相手方である業者等に対して立札・看板を作成したものであることを証する選挙運動用立札・看板作成証明書を提出することが必要です。また、その契約につき、中央選挙管理会から交付された確認書を立札・看板を作成する業者に提出する必要があります。
- ③ ②の作成証明書及び確認書の提出を受けた業者は、その名簿登載者の当選人となるべき順位が当該政党等の当選人の数の2倍までにある場合に限り、総務大臣に対してこれらの書類を添付してその契約に係る金額の支払いの請求を行うことができます。
- ④ 総務大臣は、業者からの請求に基づいて審査を行った結果、適正であると認められた場合には、業者に対して直接支払いを行うこととなります。

(注) 国が負担する額は、有償契約の内容に基づいて算出しますが、次の金額が限度となります。

- ア 作成枚数が3枚以下であることの確認
- イ 作成数1あたり 56,613円以内

(5) 自動車等取付用立札・看板の作成の公営

- ① 名簿登載者は、自動車等取付用立札・看板を作成する者と有償契約を締結した場合には、直ちに（公示日以前に契約を締結した場合は公示日に）契約書の写しを添えて契約届出書を提出するとともに、その作成数について一定の数（8枚）の範囲内であることを中央選挙管理会から確認を受けることが必要です。
- ② 契約届出書を提出した名簿登載者は、契約の相手方である業者等に対して立札・看板を作成したものであることを証する自動車等取付用立札・看板作成証明書を提出することが必要です。また、その契約につき、中央選挙管理会から交付された確認書を立札・看板を作成する業者に提出する必要があります。
- ③ ②の作成証明書及び確認書の提出を受けた業者は、その名簿登載者の当選人となるべき順位が当該政党等の当選人の数の2倍までにある場合に限り、総務大臣に対してこれらの書類を添付してその契約に係る金額の支払いの請求を行うことができます。
- ④ 総務大臣は、業者からの請求に基づいて審査を行った結果、適正であると認められた場合には、業者に対して直接支払いを行うこととなります。

（注）国が負担する額は、有償契約の内容に基づいて算出しますが、次の金額が限度となります。

- ア 作成枚数が8枚以下であることの確認
- イ 作成数1あたり 53,601円以内

(6) 選挙運動用ポスター作成の公営

- ① 名簿登載者は、選挙運動用ポスターを作成する者と有償契約を締結した場合には、直ちに（公示日以前に契約を締結した場合は公示日に）契約書の写しを添えて契約届出書を提出するとともに、その枚数について一定の枚数（7万枚）の範囲内であることを中央選挙管理会から確認を受けることが必要です。
- ② 契約届出書を提出した名簿登載者は、契約の相手方である業者等に対して選挙運動用ポスターを作成したものであることを証する選挙運動用ポスター作成証明書を提出することが必要です。また、その契約につき、中央選挙管理会から交付された確認書を選挙運動用ポスターを作成する業者に提出する必要があります。
- ③ ②の作成証明書及び確認書の提出を受けた業者は、その名簿登載者の当選人となるべき順位が当該政党等の当選人の数の2倍までにある場合に限り、総務大臣に対してこれらの書類を添付してその契約に係る金額の支払いの請求を行うことができます。
- ④ 総務大臣は、業者からの請求に基づいて審査を行った結果、適正であると認められた場合には、業者に対して直接支払いを行うこととなります。

(注) 国が負担する額は、有償契約の内容に基づいて算出しますが、作成枚数及び1枚あたりの単価については、次の制限があります。

ア 作成枚数が7万枚以内であることの確認

イ 1枚あたりの単価 37円

第六 選挙運動に関する届出等について

1 選挙事務所に関する届出

(1) 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。以下、第六において同じ。）は、選挙事務所を全国で1箇所のみ設置することができます。設置したときは、直ちに事務所の所在地、設置年月日、設置者の氏名等を記載した「選挙事務所設置届」を中央選挙管理会、当該選挙事務所を設置した都道府県の選挙管理委員会及び市区町村の選挙管理委員会に届け出なければなりません。なお、名簿登載者の代理人の方が届出を行う場合には、代理人証明書が必要となります。

(2) 選挙事務所に異動（移転・廃止）があった場合においても、同様の要領で「選挙事務所異動届」を提出しなければなりません（異動届は中央選挙管理会、新旧事務所所在地の都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に提出します。）。

2 選挙運動用ビラに関する届出

(1) 選挙運動用ビラを頒布する場合には、「選挙運動用ビラ頒布届」に、種類ごとに見本（実際に頒布するビラの実物）5部を添付して届け出てください。なお、名簿登載者の代理人の方が届出を行う場合には、代理人証明書が必要となります。

(2) 選挙運動用ビラは、中央選挙管理会に届け出た2種類以内を頒布することができますが、以下のような制限があります。

- ・ 2種類・25万枚以内
- ・ 長さ29.7cm × 幅21cm（A4版）以内
- ・ その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載するとともに、参議院名簿届出政党等の名称及び公職選挙法第142条第1項第1号の2のビラである旨を表示する記号（例：参比 ○○党 △本△郎

届出ビラ第○号) を記載しなければなりません。

3 出納責任者の届出及び収支報告書の提出

- (1) 出納責任者を選任したときは、選任者（名簿登載者又は選任につき名簿登載者の承諾を得た名簿届出政党等）は、直ちに届出責任者の氏名、住所、職業等を記載した「出納責任者選任届」を中央選挙管理会に届け出なければなりません。
- (2) 出納責任者に異動があった場合においても、同様の要領で「出納責任者異動届」を提出しなければなりません。
- (3) 出納責任者は、選挙終了後、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書（収支報告書）を選挙の期日から15日以内に中央選挙管理会に提出しなければなりません。なお、選挙運動費用の収支報告書を提出するときは、その報告書に支出の目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写し（これを徴し難い事情がある場合は、領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書又は振込明細書の写し及び当該振込明細書に係る支出目的書）を添えて提出しなければなりませんので、特に注意してください。もし、この報告書及び領収書等の写しの提出を怠り、又はこれらに虚偽の記入をしたときは処罰の対象となります。

4 選挙運動員等の届出

名簿登載者は、公示日から選挙の期日の前日までの間に、選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車（船舶）上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者（以下「報酬支給対象運動員」という。）について、「報酬を支給する者の届出書」に必要事項を記載し、中央選挙管理会に届出を行うことにより、実費弁償のほか、報酬を支給することができます。この届出は、報酬支給対象運動員を使用する前に、文書で行わなければなりません。

なお、届け出ることができる報酬支給対象運動員の数は1日につき50人以内、公示日から選挙の期日の前日までの間を通じての総数は250人以内です。支給できる費用弁償・報酬の額は以下のとおりです。

(費用弁償)

(1) 選挙運動に従事する者

●鉄道賃・船賃・車賃 実費額

●宿泊料(食事代2食分含む) 1夜につき12,000円

●弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円

ただし、選挙事務所において弁当を支給した場合は、当該弁当の実費相当額を差し引いた額

●茶菓料 1日につき500円

(2) 選挙運動のために使用する労務者

●鉄道賃・船賃・車賃 実費額

●宿泊料 1夜につき10,000円

(報酬) 1人1日あたり

(1) 選挙運動に従事する者(届出が必要)

●選挙運動のために使用する事務員 10,000円以内

●車上等運動員 15,000円以内

●手話通訳者 15,000円以内

●要約筆記者 15,000円以内

(1日50人まで・期間内総数250人まで)

(2) 選挙運動のために使用する労務者

●基本日額 10,000円以内

●超過勤務手当 基本日額の5割以内

なお、「報酬を支給する者の届出書」に必要事項を記入する場合は、「使用する期間」欄に「〇月〇日から〇月〇日まで」と具体的に記載し、また、既に届け出た者につき、その者の使用する期間中にその者に代えて異なる者を届け出る場合は、届出に係る者の氏名等を記載した部分の備考欄に次のように記載してください。

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
○野 △男	東京都千代田区豊洲 三丁目一丁目	三三	男	事務員	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日に届け出た 何某と〇月〇日 から交代

5 選挙運動費用の制限額

参議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者の選挙運動費用の法定制限額は、5,200万円となっています。

6 その他

公職選挙法令に基づく各種届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までに行なう必要がありますので、特に注意してください。

別紙1 名簿登載者に交付する公営物資・証明書類一覧表

種 類	数 量
1 選挙事務所用標札	1 枚
2 選挙運動用自動車・船舶表示板	2 枚
3 選挙運動用拡声機表示板	2 枚
4 選挙運動用ビラ証紙	2 5 万枚
5 選挙運動用ポスター証紙	7 万枚
6 標旗	6 枚
7 乗車用腕章	8 枚
8 選挙運動用腕章	8 2 枚
9 候補者用通常葉書使用証明書	5 枚
10 選挙運動用通常葉書差出票	3 0 0 枚
11 特殊乗車券・特殊航空券	6 組

道府県選挙管理委員会の所在地の郵便物の配達を受け持つ郵便局等

管内	都道府県名	郵便局名		住所	部署名	電話番号
北海道	北海道	札幌中央郵便局	060-8799	札幌市東区北6条東1丁目1-2	郵便部	011-748-2499
東北	青森県	青森中央郵便局	030-8799	青森市堤町1丁目7-24	郵便部	017-775-5547
	岩手県	盛岡中央郵便局	020-8799	盛岡市中央通1丁目13-45	郵便部	019-652-0270
	宮城県	仙台中央郵便局	980-8799	仙台市青葉区北目町1-7	郵便部	022-267-8036
	秋田県	秋田中央郵便局	010-8799	秋田市保戸野鉄砲町5-1	郵便部	018-823-2901
	山形県	山形中央郵便局	990-8799	山形市十日町1丁目7-24	郵便部	023-622-0248
	福島県	福島中央郵便局	960-8799	福島市森合町10-30	郵便部	024-533-1304
関東	茨城県	水戸中央郵便局	310-8799	水戸市三の丸1丁目4-29	郵便部	029-221-3728
	栃木県	宇都宮中央郵便局	320-8799	宇都宮市中央本町4-17	郵便部	028-639-2463
	群馬県	前橋中央郵便局	371-8799	前橋市城東町1丁目6-5	郵便部	027-234-5535
	埼玉県	さいたま新都心郵便局	330-9799	さいたま市中央区新都心3-1	郵便部	048-600-0012
	千葉県	千葉中央郵便局	260-8799	千葉市中央区中央港1丁目14-1	郵便部	043-246-6743
南関東	神奈川県	横浜港郵便局	231-8799	横浜市中区日本大通5-3	郵便部	045-212-3947
	山梨県	甲府中央郵便局	400-8799	甲府市太田町6-10	郵便部	055-235-5370
東京	東京都 (選挙長が指定する郵便局に限る。)	上野郵便局	110-8799	台東区下谷1丁目5-12	郵便部	03-3842-9060
		神田郵便局	101-8799	千代田区神田淡路町2丁目12	郵便部	03-3257-6422
		銀座郵便局	100-8799	中央区銀座8丁目20-26	郵便企画部	03-3524-2139
		芝郵便局	105-8799	港区西新橋3丁目22-5	郵便部	03-3431-4504
		渋谷郵便局	150-8799	渋谷区渋谷1丁目12-13	郵便部	03-5469-9550
		新宿郵便局	163-8799	新宿区西新宿1丁目8-8	郵便部	03-3340-9510
		豊島郵便局	170-8799	豊島区東池袋3丁目18-1	郵便部	03-3989-7451
		日本橋郵便局	103-8799	中央区日本橋1丁目18-1	郵便部	03-3277-6840
信越	新潟県	新潟中央郵便局	950-8799	新潟市中央区東大通2丁目6-26	郵便部	025-244-3429
	長野県	長野中央郵便局	380-8799	長野市南県町1085-4	郵便部	026-227-8300
北陸	富山県	富山南郵便局	939-8799	富山市堀川町257-2	郵便部	076-421-8563
	石川県	金沢中央郵便局	920-8799	金沢市三社町1-1	郵便部	076-201-8170
	福井県	福井中央郵便局	910-8799	福井市大手3丁目1-28	郵便部	0776-24-0887
東海	岐阜県	岐阜中央郵便局	500-8799	岐阜市清住町1丁目3-2	郵便部	058-262-4300
	静岡県	静岡中央郵便局	420-8799	静岡市葵区黒金町1-9	郵便部	054-253-9121
	愛知県	名古屋中郵便局	460-8799	名古屋市中区大須3丁目1-10	郵便部	052-261-6725
	三重県	津中央郵便局	514-8799	津市中央1-1	郵便部	059-228-5724
近畿	滋賀県	大津中央郵便局	520-8799	大津市打出浜1-4	郵便部	077-524-3085
	京都府	西陣郵便局	602-8799	京都市上京区今出川通浄福寺西入2丁目東上善寺町152	郵便部	075-432-5708
	大阪府	大阪東郵便局	541-8799	大阪市中央区備後町1丁目3-8	郵便部	06-6266-6535
	兵庫県	神戸中央郵便局	650-8799	神戸市中央区栄町通6丁目2-1	普通郵便部	078-360-9585
	奈良県	奈良中央郵便局	630-8799	奈良市大宮町5丁目3-3	郵便部	0742-35-1605
	和歌山県	和歌山中央郵便局	640-8799	和歌山市一番丁4	郵便部	073-422-0580
中国	鳥取県	鳥取中央郵便局	680-8799	鳥取市東品治町101	郵便部	0857-22-7127
	島根県	松江中央郵便局	690-8799	松江市東朝日町138	郵便部	0852-22-2541
	岡山県	岡山中央郵便局	700-8799	岡山市北区中山下2丁目1-1	郵便部	086-227-2726
	広島県	広島中央郵便局	730-8799	広島市中区国泰寺町1丁目4-1	郵便部	082-245-5325
	山口県	山口中央郵便局	753-8799	山口市中央1丁目1-1	郵便部	083-922-1100
四国	徳島県	徳島中央郵便局	770-8799	徳島市八百屋町1丁目2	郵便部	088-622-7152
	香川県	高松中央郵便局	760-8799	高松市内町1-15	郵便部	087-851-5160
	愛媛県	松山中央郵便局	790-8799	松山市三番町3丁目5-2	郵便部	089-941-1189
	高知県	高知中央郵便局	780-8799	高知市北本町1丁目10-18	郵便部	088-822-7813
九州	福岡県	博多北郵便局	812-8799	福岡市博多区大井1-3-26	郵便部	092-627-1006
	佐賀県	佐賀中央郵便局	840-8799	佐賀市松原2丁目1-35	郵便部	0952-24-2040
	長崎県	長崎中央郵便局	850-8799	長崎市恵美須町1-1	郵便部	095-822-0070
	熊本県	熊本東郵便局	862-8799	熊本市東区錦ヶ丘1-10	郵便部	096-365-0757
	大分県	大分中央郵便局	870-8799	大分市府内町3丁目4-18	郵便部	097-532-2200
	宮崎県	宮崎中央郵便局	880-8799	宮崎市高千穂通1丁目1-34	郵便部	0985-24-7900
	鹿児島県	鹿児島中央郵便局	890-8799	鹿児島市中央町1-2	郵便部	099-254-5391
沖縄	沖縄県	那覇中央郵便局	900-8799	那覇市壺川3-3-8	郵便窓口部	098-853-5711